

第1編

総則編

第1章 総則

第1節 計画の目的及び位置付け

【市民部】

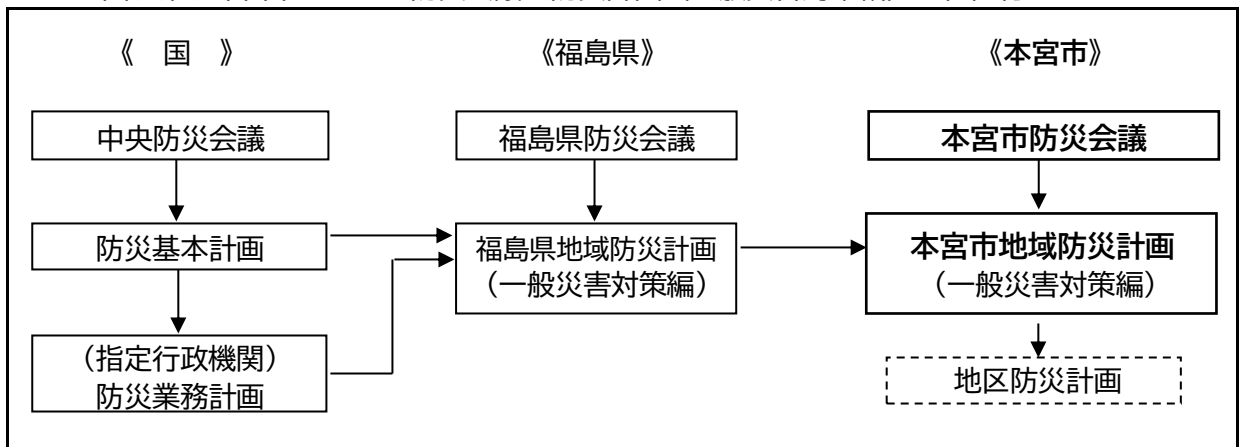
第1 計画の目的

この計画は、市域にかかる風水害、雪害、火山災害等に対処するため、本宮市、福島県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関等が、相互に緊密な連携をとりつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）に基づく、本宮市防災会議条例第2条の規定により、本宮市防災会議が作成する地域防災計画のうち、風水害等に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画及び福島県地域防災計画と連携した市域に関する計画である。

国、県、本宮市における防災会議と防災計画（一般災害対策編）の位置付け



第3 計画の構成

この計画は、災害の実態を分析して問題点の究明に努め、これに即応した具体的な対策を定めるものである。

本宮市地域防災計画は、次の各編で構成する。

- 1 総則編
計画の目的等について定める。
- 2 一般災害対策編
風水害、雪害等及び火山災害の対策について定める。
- 3 地震災害対策編
地震災害対策について定める。
- 4 事故対策編

鉄道災害、道路災害、航空災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災対策について定める。

5 原子力災害対策編

原子力災害対策について定める。

6 資料編

各編に関連する各種資料を掲載する。

第4 他の計画との関係

1 福島県地域防災計画との関係

災害対策は、相互に有機的・一体的でなければならないことから、本計画の修正に当たっては、「福島県地域防災計画」との整合性を図るものとする。

2 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、市域に係る災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。従って、水防法に基づく水防計画など、他の法令の規定に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触することがあってはならない。

第5 計画の周知徹底

防災関係機関及び市の各部署は、平素からこの計画の担当部分につき訓練、研究その他の方法により習熟を図るとともに、災害時行動マニュアルを整備し、職員に周知徹底を図る。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関連機関はもとより、市民・一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図る。

第6 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

また、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

【市民部】

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災対法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 本宮市の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- 2 国、県、市及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、併せて、市民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難な時であっても、できる限りの確に災害の状況を把握することにより、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分し、人命及び身体を最も優先して保護する。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの早期復興を図る。

第2 基本方針

この計画は、防災に関し、国、県、近隣市町村その他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進にあたっては、以下の事項を基本とする。

1 地域自立型防災対策の推進

(1) 自立的防災生活圏の形成

本市は、福島県多極ネットワークの県北地域生活圏に包含され、県北地域の特性を生かした自立的な防災生活圏を形成するものであるが、隣接する県中地域生活圏との歴史的・文化的・経済的つながりが深いことを加味し、できる限り迅速な対応がとれるよう、有機的な連携を図り、県多極ネットワーク中通り軸における自立的な防災生活圏の形成に努める。

(2) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災を契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。しかしながら、本市における自主防災組織の組織率は低く、東日本大震災や令和元年東日本台風などの災害を振り返ると、大規模な災害発生直後における、行政による迅速な対応の限界に懸念を残すものとなった。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ

め整備する必要がある。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に応じた自主防災組織を支援し、「自らの命と地域は自らで守る」を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」を目指す。

2 広域連携による災害対応力の強化

市の対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、生活圏相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。

迅速かつ的確な広域相互応援活動の実現に向けて、広域連携の応援活動ルールや仕組みづくりに努める。また、広域幹線緊急輸送道路ネットワークの強化を、国及び県に求めていく。

3 災害対策本部応急活動能力の強化

大規模災害時には、断片情報しか入手できないことが想定されるため、災害直後に断片情報であっても迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれる準備が重要となり、断片情報から被害の全体像に結びつけられる能力の養成が必要となる。

そのためには、平常時から詳細な地域特性を把握し、災害被害の想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけることが必要となる。これにより、災害対策本部の情報処理負荷を軽減し、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

さらに、防災担当部局以外においては、大規模災害発生時に災害対策本部の組織規定に基づき災害応急対策活動を行うことになるため、これらの部局においても災害時の対応マニュアルの作成や訓練が必要である。

加えて、令和元年東日本台風の検証結果等を踏まえて、効率的かつ効果的な組織のあり方について検討するよう努めるものとする。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる分野に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動には限界がある。このため、全ての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時の災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があるため、防災担当部局のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義の認識が必要となる。

5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。市の各部局で所掌する業務の延長上で、関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるのかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要となる。

また、本計画の災害対応計画は「被害発生」を前提に、いかに対応し復旧していくのかといった計画が中心となる。そのため、このような計画の遂行は、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止を目指した「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、全ての住民にとって快適で安全なまちづくりに通じるものであり、各種計画の策定にあたっては、防災の視点を様々な計画の検討段階の中に加えることが必要である。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場に

おける女性の参画拡大等、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

7 市民運動の展開

災害に伴う被害の軽減及び市民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域住民が連帯し協力する共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日頃から災害に備えることが大切となる。

このため、市民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会を実現するため、市、市民、事業者、行政区（町内会）及び自主防災組織等は、共に信頼関係を築きながら連携・協力し、市民一人ひとりによる自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

また、災害に強いまちづくりを実現するためには、いつ・どこでも起こりうる災害による人的・経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、自然災害などに対して地域コミュニティを中心とした地域の防災力を高めていくとともに、各種災害におけるハザードマップなどにより事前の備えを行うなど、地域住民の間で防災に関する情報の共有を行うほか、被災時に備え広域的な連携を図ることにより、地域が有するすべての防災機能が十分発揮されるよう努める。

8 新型コロナウイルス等の感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

なお、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとし、応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮する。

9 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風などの風水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して台風などによる死者をゼロにすることを目指すものとする。

第3 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害等については、気象情報等の分析により災害発生の危険性のある程度予測が可能なことから、被害を軽減するために、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止する活動等の発災直前の活動が重要である。

また、時間経過により被害様相も変化することから、防災機関等が相互連携を図りながら災害対策を実施するために、時間経過に合わせた基本的な事項について活動目標の設定をするものである。

なお、災害時に発生する状況を予め想定し共有したうえで、「いつ」「誰が」「何をするか」に注目して防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画「タイムライン（防災行動計画）」と連動するものである。

活動区分	活 動 目 標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、警報等の伝達（要配慮者対応を含む） ・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 対策活動要員（職員・消防団・自主防災組織）の確保 ・ 危険箇所の情報収集 ・ ダム、堰、水門等の適切な操作による災害未然防止活動の実施
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 通信手段の確保、被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・ 応援活動受け入れ態勢の確立 ・ 給食、給水の実施 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫、保健衛生活動等 ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフォローの早急な回復 ・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・ 通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・ 生活再建に係る支援の実施
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者のケア ・ がれき等の撤去 ・ 都市機能の回復
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教訓の整理 ・ 市復興計画の推進 ・ 市機能の回復・強化

活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用にあたっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要である。

第3節 市の概況と災害要因の変化

第1 市の自然的条件

(1) 位置及び面積

本市は、福島県のほぼ中央に位置し、市の中心部は北緯37度30分、東経140度23分、標高は228mである。鉄道はJR東北本線が走り、本宮、五百川の2駅がある。また、東北自動車道と磐越自動車道が交差する郡山ジャンクションが本市と接する位置にあり、市内には東北自動車道本宮インターチェンジがある。

東は三春町、西は大玉村、南は郡山市、北は二本松市に接しており、東西17.82km、南北に8.62km、総面積88.02km²である。

(2) 地 勢

市の中央に主要河川である阿武隈川が南北に流れ、支流には五百川・安達太良川・百日川・瀬戸川・仲川・白岩川・朝日出川があり、西部には安達太良山から連なる大名倉山を中心とする山並みが、そして東部には阿武隈山系の堂平山、岩角山、高松山、岳山などの山並みや丘陵地が広がっており、水と緑の豊かな自然に恵まれている。また、中央部の大部分は平坦地で北東部に市街地があり、南西部には水田地帯が広がっている。

(3) 地 質

市の中部から南部にかけて、第四系が広く発達しているほか、阿武隈川、五百川の氾濫源として沖積層がかなり広範囲に広がっており、西部の大名倉山から広がる山部は、石英粗面岩、斜長流紋岩、パーライト等で構成され、それと前述の沖積層の間には北部の大玉村から伸びる新第三系中新統が広く分布している。また、市の東部系一帯は古期花崗閃緑岩で構成され、土壌もその風化による真砂土である。その特徴は、カリ長石に乏しく角閃石青緑岩で、新期の各種花崗岩類が確認されている。また、有色鉱物の並行配列による面構造があり、特に岩帯の周辺部が著しく、この岩帯を主とする複成底盤は、御斎所－竹貫変成岩の構造方向にほぼ一致している。

(4) 気 象

本市の気象は、日本海気候と太平洋気候の両気候の特徴を持つ中通り地方の気象であり、比較的温暖で、年間の平均気温は、12～13℃、年間総降雨量は、1,100mm程度である。各季節は、比較的温暖で風は弱く雨量は7月から9月にかけて多く、この月平均が150mm以上に達することもあり、降雪量は比較的少ない地域である。

3月は、湿った空気が吹き込み春の大雪となることが時々あり、季節風による強風で、建物や農業用ビニールハウス等に被害が出ることもある。また、空気の乾燥する日が続く火災の起こりやすい気象状況が続くことがある。

4月下旬ごろは、降霜により農作物へ被害を与えることがあり、新芽の出る時期までは、空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態が続く地域である。

6月から7月は曇りや雨の日が多くなる梅雨の季節となり、落雷・降ひょうが起きることもある。また、梅雨前線の影響による集中豪雨のため、河川や側溝の氾濫、土砂災害等が起こることがある。一方、北東風による低湿状態と日照不足により、水稻をはじめとした農作物に大きな被害をもたらすこともある。

8月から10月初旬は台風が日本列島の南岸沖を東進するようになり、秋の長雨と台風による風雨が重なり大災害を起こしやすい気象状況となることがある。年に2～3回、台風が本市に接

近することがある。

10月中旬からは、徐々に季節風が吹き始め気温も低下し初霜が降りる時期になり、11月中旬には、結氷が見られるようになる。

12月上旬には降雪が見られるが、積雪までは至らず、12月中旬から2月にかけては、季節風の時期で、期間中の降雪量は比較的少なく、多くて30cm程度であるが、数年に一度50cmを越す大雪を記録することがあり、特に大名倉山近辺及び阿武隈山系は、さらに大雪となることが多い。平均すると18cm位である。しかし、寒冷度は厳しく、1月下旬から2月にかけて最高気温が0℃以下の真冬日が続くことも多く、季節風が強いことから、地吹雪による交通途絶や構造物の倒壊などの被害に至ることが稀にある。

第2 市の社会的条件

(1) 市の構造

本市は、平成19年1月1日、合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）のもと本宮町と白沢村の廃置分合により、県内13番目の市として誕生した。

旧町村は、安達地方南部の南達地域と呼ばれる地理的關係から生活圏を同じくし、地縁的なつながりも深く、古くから様々な面において盛んに交流が行われていた。

本宮町は、古くから奥州街道の宿場町として栄えてきた町であり、明治22年町村制施行と同時に本宮町となり、昭和29年に本宮町、荒井村・青田村・仁井田村の1町3カ村が合併し、30年に旧和木沢村の一部（高木）が、さらに31年に岩根村が合併し南達地域の産業・経済・交通の中心地として発展してきた。

白沢村は、昭和30年に和木沢村（高木、糠沢の一部は本宮町に合併）と白岩村の合併により白沢村となり、主に米と養蚕又は畜産などの複合経営による農業を中心に発展し、それぞれに古い歴史と伝統がある。

本宮市は、旧町村のこれまで培われてきた歴史や文化を継承し、新たな枠組みの中で融合と調和を図りながら、豊富な地域資源を活用した新しいまちづくりを進めている。

(2) 人口

国勢調査（本宮町・白沢村合算）における本市の人口は、平成12年までは増加を続けてきたが、平成17年調査時において174人減少の31,367人となり、その後の平成22年調査時には122人増の31,489人となったが、平成27年調査時において565人減の30,924人、令和2年調査時には、688人減の30,236人となっている。生産年齢人口は58%台と減少しており、年少人口（12.8%）も減少し、老年人口（28.4%）が増加していることから、少子高齢化が進んでいる。

世帯数は、官民による住宅団地造成など社会的背景の効果により、522世帯増加（対比：平成27国勢調査）したが、平均世帯人口は3.08人から2.86人と減少し、核家族化が進行している。

(3) 土地利用

本市の土地利用の状況は、平成26年度現在、総面積88.02km²のうち、農地(23.56km²[26.8%])と山林(27.02km²[30.7%])で全体の約6割を占めている。

宅地として利用されている面積は、8.59km²[9.8%]で、農地転用などにより年々増加傾向にあり、逆に農地の面積は減少している。

東北自動車道本宮インターチェンジ開設後は、工業団地の造成や民間による宅地造成等の開発が進み、農用地から宅地への転用が進んでいる状況にある。都市的土地利用の増加傾向は、今後も続くものと思われる。

市街地は、本市の中央を北流する阿武隈川の両側に広がる平地を中心に形成されており、その周辺を農地と山林が取り囲む形になっている。

（4）交通

東北自動車道と国道4号が南北に走り、東北自動車道と磐越自動車道が交差する郡山ジャンクションが近接し、東北自動車道には本宮インターチェンジがある。本宮インターチェンジから東京まで約250km、仙台市まで約110km、新潟市まで約150km、いわき市まで約100kmの距離にあるほか、福島空港へ約40kmの距離にあり、人や物、文化、情報等の交流結節点となっている。

市内の道路網は、東北自動車道と国道4号のほか、県道14路線、市道3、199路線による実延長902kmの道路ネットワークを構築している。

鉄道は、市のほぼ中央部をJR東北本線が南北に走っており、本宮駅と五百川駅があり、福島方面や郡山方面への通勤・通学や新幹線へのアクセス手段として利用されている。

第3 社会的災害要因の変化

社会的災害要因としては、主に次の点が大きく影響を与えると思われる。

第1は、通勤・通学や買い物行動等の日常行動範囲の拡大による夜間と昼間の人口の分布の変化である。昼間時には生活・文化拠点施設等周辺や工業等団地に人口が集中し、周辺住宅地や農村等では夜間に比べて極めて人口が少なくなる傾向にある。そのため、昼間に災害が発生した場合は、市街地中心部に住家が密集するとともに人口が集中しているため、市街地中心部に被害が集中する可能性が高い。一方、周辺部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足することが予測される。

第2は、都市化の進展である。住宅・第2次産業等の団地化が進んだことにより、災害時における被災人口と火災の増加、延焼の拡大の危険性が高まっている。また、急速な高齢化や外国人の増加等、要配慮者対策については配慮が不可欠な状況にあると考えられる。

第3は、生活様式の変化である。電気、ガス、水道、電話等のライフラインへの依存度が高く、生活の基盤となっているため、これらの施設が災害により被害を受けると、復旧に時間を要することに加え二次災害発生の危険性も含んでいる。また、自動車の普及は市街地火災の延焼拡大の媒体となることが予想されるとともに、大量の自動車による避難等による交通の混乱が、被害を拡大することが懸念される。

第4は、地域連帯意識の低下である。災害による被害を最小限に食い止めるためには「自らの身と地域の安全は自らが守る」という市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等、地域における防災体制の整備充実が欠かせないが、都市化とともに地域の連帯意識は徐々に低下する傾向が見られる。

このように、急速な社会的条件の変化により、被害拡大のおそれだけでなく、被害の様相が多様化する懸念がある。しかし、こうした災害要因への対応は、決して満足できる状態にはないため、社会的災害要因を踏まえた、地道な防災意識の啓蒙活動を不断に続けていく必要がある。

第4節 調査研究推進体制の充実

【市民部】

第1 市による調査研究体制

（1）危険地域の把握

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域をはじめとした、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、地すべり危険箇所及びがけ崩れ危険箇所等の災害危険箇所の再点検を通じてデータの蓄積を行い、地理情報として災害を防止するため各種対策事業を推進するとともに、警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを、市民の協力のもと促進する。

（2）防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、各種災害におけるハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

第2 自主防災組織等地域における取組

阪神・淡路大震災（1995年）においては、公共による応急活動が時間的・量的に限界に達するとともに、東日本大震災（2011年）においては、自治体はもちろん地域が壊滅的な被害を受け、応急活動すらも取れない事態となり、公助による応急活動の限界が露呈した。

このような中、地域の自主防災組織等の行動は、自助及び共助を育み、平常時における防災意識の共有と、災害時の行動規範につながることから、重要な位置付けとなっている。

自主防災の重要な視点は、次のとおりである。

（1）個人レベル

- ① 地域における危険箇所を熟知しておくこと。
- ② 地域での近所つきあいを大切に、高齢者や一人暮らし老人世帯、身体の不自由な方などの要配慮者を始めとする地域の居住者を把握しておくこと。
- ③ 災害時にとるべき行動を普段から認識しておくとともに、訓練を行い、災害に備える。

（2）地域レベル

- ① 地域住民による自主防災組織を結成する。
- ② 自主防災組織自らが地域の危険箇所等を確認し、地図等にとりまとめるなど、防災に備えるとともに防災に関する訓練・研修等に積極的に参加する。
- ③ 地域における要配慮者避難支援について、誰が誰を支援し行政や社会福祉協議会等は誰を支援するのか、また、自家用車や公用車を必要とするかなど、平常時から地域及び行政・社会福祉協議会等と調整をしておくこと。

第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努める。

2 県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 消防機関

安達地方広域行政組合消防本部（以下「消防本部」という。）は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市、本宮市消防団（以下「市消防団」という。）と連携し救急救助等の防災活動を実施する。

また、市消防団は、市の要請により地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため防災活動を実施する。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 本宮市

- ① 本宮市防災会議及び本宮市災害対策本部に関すること
- ② 防災組織の整備及び育成指導に関すること
- ③ 防災知識の普及及び教育に関すること
- ④ 防災訓練の実施に関すること
- ⑤ 防災施設の整備に関すること

- ⑥ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に関する事
- ⑦ 消防活動その他の応急措置に関する事
- ⑧ 避難対策に関する事
- ⑨ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事
- ⑩ 被災者に対する救助及び救護の実施に関する事
- ⑪ 保健衛生に関する事
- ⑫ 文教対策に関する事
- ⑬ 被災施設の復旧に関する事
- ⑭ その他の災害応急対策に関する事
- ⑮ その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置に関する事
- ⑯ 関係団体が実施する災害応急対策の調整に関する事

2 消防機関

(1) 本宮市消防団

- ① 火災予防の指導及び広報活動に関する事
- ② 水・火災防御及び地震等の災害の鎮圧・警戒に関する事
- ③ 災害時における救助活動及び避難誘導に関する事
- ④ 消防水利の確保と保全に関する事
- ⑤ 各種訓練の参加・実施に関する事

(2) 安達地方広域行政組合消防本部

- ① 火災の予防に関する事
- ② 危険物の安全及び規制に関する事
- ③ 消防機器の点検・管理及び水利の点検に関する事
- ④ 災害の警戒、防御及び鎮圧に関する事
- ⑤ 地域住民の避難誘導に関する事
- ⑥ 被災者の救助及び救援に関する事
- ⑦ 被害情報の収集、広報伝達に関する事
- ⑧ 被害調査及び罹災証明に関する事
- ⑨ 防災訓練の指導助言に関する事
- ⑩ 自主防災組織の育成指導に関する事
- ⑪ 災害廃棄物処理に関する事

3 福島県の機関

(1) 県北地方振興局

- ① 災害応急対策組織の整備に関する事
- ② 災害情報の収集及び伝達及び広報に関する事
- ③ 災害関係職員の派遣に関する事
- ④ 自衛隊の派遣要請に関する事
- ⑤ 防災機関相互の連絡調整に関する事
- ⑥ 災害地現地調査に関する事

- ⑦ 災害地現地報告に関すること
- ⑧ 管内における市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること
- ⑨ 災害救助法の適用に関すること
- ⑩ 応急対策のための食料品、生活必需品の調達、斡旋に関すること
- ⑪ 災害時における廃棄物の処理及び清掃に関すること
- ⑫ 一般ボランティアの受け入れ調整に関すること

(2) 県北保健福祉事務所

- ① 災害救助の実施に関すること
- ② 救護調査に関すること
- ③ 日赤その他の医療機関との連絡に関すること
- ④ 医療機関の被害状況の収集及び医療情報の提供に関すること
- ⑤ 救護所への医療チームの派遣調整及び派遣された医療チームとの連絡調整に関すること
- ⑥ 医療品の需給調整に関すること
- ⑦ 巡回診療計画に関すること
- ⑧ 医療ボランティアの受け入れ等に関する連絡調整に関すること
- ⑨ 被災地の飲料水の対策に関すること
- ⑩ 災害時における防疫及び清掃その他環境衛生に関すること
- ⑪ その他医療救護活動全般に関すること

(3) 県北建設事務所

- ① 降水量及び水位等観測通報に関すること
- ② 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること
- ③ 河川、道路及び橋梁等の災害状況の調査及び復旧対策に関すること
- ④ 土木関係被害の調査及び応急対策に関すること

(4) 県北農林事務所

- ① 農業関係被害の調査に関すること
- ② 災害時における農業技術対策指導に関すること
- ③ 主要農作物の種子及び苗の確保に関すること
- ④ 農業災害対策及びその調整に関すること
- ⑤ 災害時における病虫害防除の指導及びその調整に関すること
- ⑥ 農業水利の応急対策に関すること
- ⑦ 治山、治水施設、林道等の被害の調査及びその応急対策に関すること
- ⑧ その他農林関係被害の調査及びその応急対策に関すること

4 郡山北警察署本宮分庁舎

- ① 災害の情報収集、伝達及び広報に関すること
- ② 避難の指示及び誘導に関すること
- ③ 被災者の救出、救護に関すること
- ④ 緊急輸送の確保、交通規制、その他社会秩序の維持に関すること
- ⑤ 遺体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること

5 指定地方行政機関

(1) 東北地方整備局 福島河川国道事務所

- ① 所轄道路及び河川の災害の予防及び復旧対策の実施
- ② 水防団体に対する技術指導

(2) 福島森林管理署

- ① 災害時における復旧用緊急資材の供給

(3) 東北農政局福島農政事務所

- ① 災害時における主要食糧の需給調整

(4) 仙台管区气象台（福島地方气象台）

- ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

6 自衛隊（福島駐屯地）

市、その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

7 指定公共機関及び指定地方公共機関等

(1) 通信事業者（東日本電信電話（株）福島支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）東北支店、（株）NTTドコモ福島支店、KDDI（株）東北支社、ソフトバンク（株））

- ① 電気通信施設の整備及び防災管理
- ② 災害非常通信の確保及び気象予報の伝達
- ③ 被災電力施設の復旧

(2) 東北電力ネットワーク（株）郡山電力センター

- ① 電力供給施設の整備及び防災管理
- ② 災害時における電力供給の確保
- ③ 被災電気通信施設の復旧

(3) 日本赤十字社福島県支部

- ① 医療、助産等救護の実施
- ② 義援金の募集
- ③ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

(4) 東日本旅客鉄道（株）本宮駅

- ① 鉄道施設等の整備及び防火管理
- ② 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
- ③ 災害時における応急輸送対策
- ④ 被災鉄道施設の復旧

(5) 日本郵便（株）本宮郵便局

- ① 災害時における郵便事業運営の確保

- ② 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (6) 日本放送協会（福島放送局）
 - ① 気象・災害情報等の放送
 - ② 市民に対する防災知識の普及
- (7) 東日本高速道路（株）（東北支社福島管理事務所）
 - ① 道路の耐震整備
 - ② 災害時の応急復旧
 - ③ 道路の災害復旧
- (8) バス機関（（公社）福島県バス協会）
 - ① 被災地の人員輸送の確保
 - ② 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- (9) 放送機関（福島テレビ（株）、（株）福島中央テレビ、（株）福島放送、（株）テレビユー福島、（株）ラジオ福島、（株）エフエム福島）
 - ① 気象予報等の放送
 - ② 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ③ 放送設備の保安
 - ④ 市民に対する防災知識の普及
- (10) 新聞社（（株）福島民報社、福島民友新聞（株））
 - ① 災害状況及び災害対策に関する報道
- (11) 一般社団法人安達医師会（本宮方部会）、一般社団法人福島薬剤師会
 - ① 医療助産等救護活動の実施
 - ② 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - ③ 防疫その他保健衛生活動の協力
- (12) 公益社団法人福島県歯科医師会（安達方部会）
 - ① 歯科診療・治療活動の実施
 - ② 避難生活に必要な口腔ケア指導と資材等の提供
- (13) 本宮市社会福祉協議会
 - ① 市その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
 - ② 要配慮者への支援協力
 - ③ 災害ボランティアの受け入れ配置及びボランティア保険の加入促進
 - ④ 生活福祉資金の貸付

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) ふくしま未来農業協同組合
 - ① 市が行う農林関係の被害状況調査及び応急対策への協力
 - ② 農作物、林産物等の災害応急対策の指導
 - ③ 被災組合員に対する融資のあっせん
 - ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- (2) 福島県北森林組合
 - ① 市が行う農林関係の被害状況調査及び応急対策への協力

- (3) 土地改良区（安積疏水土地改良区、安達疏水土地改良区、大玉土地改良区、高木用水土地改良区）
 - ① 災害時の農業用水利施設の被害調査並びに応急対策
 - ② 被災施設の速やかな復旧
- (4) 本宮市商工会
 - ① 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - ② 災害時における物価安定についての協力
 - ③ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (5) 金融機関
 - ① 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- (6) 医療機関
 - ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - ② 医師会との連絡調整及び連携
 - ③ 災害時における受入者の保護及び誘導
 - ④ 災害時における病人等の受入及び保護
 - ⑤ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (7) 社会福祉施設等の管理者
 - ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - ② 災害時における入所者の保護及び誘導
- (8) 一般運輸業者
 - ① 災害時における緊急輸送の協力
- (9) 一般建設業者
 - ① 災害時における応急復旧の協力
- (10) 燃料供給業者
 - ① 施設の安全管理
 - ② 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給
- (11) 危険物関係施設管理者
 - ① 安全管理の徹底及び防護施設の整備
 - ② 危険物関係施設に係る防火訓練の実施
 - ③ 災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (12) LPガス充填所供給事業者
 - ① 安全管理の徹底
 - ② ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (13) バス事業者
 - ① 被災地の人員輸送の確保
 - ② 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- (14) 放送事業者（FM Mot. Comもとみや）
 - ① 災害時における放送施設応急対策及び復旧対策の確立
 - ② 災害時における緊急放送、災害情報等周知の協力
 - ③ 防災行政無線割込み放送の協力
 - ④ 市民に対する防災知識の普及

第6節 市民等の責務

第1 市民の責務

市民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品や飲料水、その他の生活に必要な持出し品や備蓄品の準備、また、自ら災害に備えるための手段を事前に備えるとともに、各種防災訓練や防災研修等の防災活動へ自主的に参加し、また、地域での活動に住民とのコミュニケーションを図りながら、まず、自分の身は自分で守る。また、「地域の安全は、自分たちで守る。」を心がけ、東日本大震災などの過去の災害から得られた教訓を後世に伝承し、常日頃から防災意識を持って行動するものとする。

また、災害の発生が予想されるとき及び災害が発生した場合は、安全を確保しながら避難し、市及び防災関係機関の指示のもと行動しなければならない。その際、防災行政無線はもちろんのこと、各種報道機関の情報を収集し、適切な避難をしなければならない。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県及び市が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

